平成２９年（フ）第５６４３号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目28番19―1003号
債務者　横山　菜月
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１４号
栃木県宇都宮市山本２丁目29番16号　テクノコーポ３　102、前住所栃木県さくら市氏家3178番地１
債務者　木村美智子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５５３号
栃木県大田原市美原２丁目3210番地10
債務者　北垣　　宏
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５６３号
栃木県矢板市片岡2446番地22　高倉市営住宅２号棟102号
債務者　長　　裕美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３０号
島根県益田市三宅町２番32号（207）、前住所島根県益田市昭和町９番32号
債務者　立花　　桂
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午前10時
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第３２号
岩手県宮古市栄町１番49号　野崎荘12、旧住所岩手県宮古市長根１丁目５番７号
債務者　佐々木祐悟
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月22日午前11時20分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第３３号
岩手県宮古市栄町１番49号　野崎荘12、旧住所岩手県宮古市長根１丁目５番７号
債務者　佐々木ミヤ子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月22日午前11時25分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第４４９号
愛知県岡崎市上和田町字荒野18番地　県営上和田団地　12―301
債務者　澤田　義弥
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前11時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７０７号
横浜市保土ケ谷区境木本町１番16号
債務者　岩元　克久
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７号
大分県宇佐市大字四日市30番地
債務者　池尾　幸子
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月８日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第２４４号
愛知県春日井市高山町１丁目５番地６　深谷ハイツ302号、開始決定時の住所愛知県春日井市朝宮町１丁目30番地１　シャトー柏原701号
破産者　滝　　久徳
1　破産債権の届出期間　平成30年２月５日まで
2　一般調査期日　平成30年３月20日午前11時
平成30年１月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２５号
三重県鈴鹿市小田町998番地の176、前住所三重県亀山市上野町14番10号３
破産者　濱田　健士
1　破産債権の届出期間　平成30年２月５日まで
2　一般調査期日　平成30年３月９日午前11時30分
平成30年１月５日　　津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４１号
三重県津市半田2386番地３　バーディＡ202号室、前住所三重県津市大谷町208番地96
破産者　濱田　伸夫
1　破産債権の届出期間　平成30年２月５日まで
2　一般調査期日　平成30年３月９日午前11時30分
平成30年１月５日　　津地方裁判所破産係

債権者集会招集

平成２８年（フ）第１０００号
大阪市北区野崎町９番10号
破産者　株式会社日食
1　期日　平成30年２月15日午後４時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成30年１月４日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０６３号
東京都渋谷区広尾１丁目１番39号恵比寿プライムスクエア
清算株式会社　株式会社ミュゼトラベル
1　決定年月日　平成30年１月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第４７号
岩手県北上市常盤台４丁目７番55号　ハーモニアスＫ　Ａ棟101号
再生債務者　千葉　大祐
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月24日まで
4　一般異議申述期間　平成30年２月７日から平成30年２月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（再イ）第１１９号
宮城県宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字謡45番地の26
再生債務者　高橋　　健
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月24日まで
4　一般異議申述期間　平成30年２月７日から平成30年２月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部